

第 9 次名古屋市分別収集計画

令和元年 6 月

名古屋市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的事項 (法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

本市では、平成11年2月に「ごみ非常事態宣言」を発表して以降、市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取り組み等により大幅なごみ減量を達成したが、平成22年度以降、ごみ処理量は横ばいの状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、平成28年3月に「第5次一般廃棄物処理基本計画（以下「5次計画」という。）」を策定した。5次計画では、「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」を基本理念とし、協働をベースに、2R（「発生抑制（リデュース）」、「再使用（リユース）」）及び分別・リサイクルの取り組みを推進しているところである。

「第9次名古屋市分別収集計画（以下、本計画という。）」は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたって、「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」を基本理念とし、以下の基本的方向に基づいて、取り組みを行っていく。

(1) 協働…3Rの取り組みを支える持続可能な仕組みづくり

「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、名古屋の財産である市民・事業者との協働をベースに、ごみ減量の取り組みを進めます。

(2) 2Rの推進…「もったいない」の心でごみも資源も元から減らす

「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通して2R（「発生抑制（リデュース）」「再利用（リユース）」）の取り組みを進め、天然資源の使用削減をめざします。

(3) 分別・リサイクルの推進…ごみも資源も分けて生かす

「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を支えた「名古屋の分別文化」を今後も継承し、さらなるごみ減量に挑戦します。

(4) 環境に配慮した施設整備…将来にわたり持続可能な処理・処分体制を確保する

環境負荷を低減するため、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組みつつ、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等により安定的な処理体制を確保し、計画的な施設整備を行います。

また、愛岐処分場を計画的に長寿命化することや、新規処分場についての検討を行うこと等により、長期的かつ安定的な埋立処分場の確保を図ります。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とする。また、本計画は法第8条第1項に基づき3年ごとに、5年を一期として策定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
容器包装廃棄物	125,536t	126,095t	126,654t	127,213t	127,025t

【内 訳】

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
空き缶	4,064t	4,021t	3,978t	3,935t	3,905t
空きびん	15,040t	15,227t	15,414t	15,601t	15,545t
紙パック	1,497t	1,461t	1,426t	1,390t	1,372t
段ボール	18,675t	18,919t	19,163t	19,407t	19,279t
紙製容器包装	28,777t	28,814t	28,851t	28,888t	29,008t
ペットボトル	8,111t	7,996t	7,881t	7,767t	7,768t
プラスチック製容器包装	49,372t	49,656t	49,941t	50,225t	50,148t

注意：四捨五入のためそれぞれの合計欄が一致しない場合がある。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

びん・缶・ペットボトルの飲料容器については約9割の高い分別率を維持し、プラスチック製容器包装・紙製容器包装については約6割の分別率を目標とし、市民・事業者・行政が協働して容器包装の排出抑制を推進する。

（１）協働

ア 環境学習の推進

「なごや環境学習プラン」の推進、「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進、環境学習拠点（エコパルなごや）の充実及び環境デーなごや等を活用した３Ｒの取り組みの呼びかけを通して、３Ｒの取り組みへの主体的な参画を推進する。

また、「なごやエコキッズ」「なごやエコスクール」の取り組みを支援し、家庭における３Ｒの継続的な取り組みにつなげていく。

イ 協働を促進するための情報共有

ごみの処理量や処理コスト、分別した資源のゆくえ等を「見える化」することで、３Ｒに取り組む意義を伝え、さらなる３Ｒの取り組みを推進する。

また、「３Ｒ行動効果」を的確に情報提供できるよう、ＩＴ媒体による情報の拡充やスーパーマーケット・コンビニエンスストア等と連携した情報の発信を行う。また、集団資源回収団体への研修機会の充実を図る。

（２）２Ｒの推進

ア 名古屋ルール運動の展開

レジ袋有料化を推進するとともに、有料化の意義を消費者・事業者が発信し、有料化実施店舗を支援し、「ごみも資源も元から減らす」意識の啓発を図る。

また、マイボトル・マイカップ運動を推進し、使い捨て飲料容器の削減を進める。

イ 消費者・事業者の自主的な行動の促進

２Ｒの取り組みを、環境面だけでなく、「おしゃれ」・「お得」といった経済的・社会的な側面から広報することにより、市民の自主的な行動を促進する。

ウ リユースの取り組み支援

インターネットにおけるリユースサイト、リサイクルショップなど、民間ベースでリユースを推進するためのインフラは整備されつつあることから、「もったいない＝物を大切にする」という意識の啓発に努め、リユースの取り組みを推進する。

（３）分別・リサイクルの推進

プラスチック製容器包装・紙製容器包装を重点品目とし、市政の情報が伝わりにくい市民や、ワンルームマンション・共同住宅の居住者等、排出者や居住形態に応じた効果的な広報・啓発を展開する。また、各環境事業所に配置されている分別推進員の体制を拡充するなど分別指導体制を強化し、地域と協力しながら分別・リサイクルの取り組みを推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

区 分	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
主としてスチール製の容器	2, 599t		2, 584t		2, 570t		2, 555t		2, 535t	
主としてアルミ製の容器	87t		86t		86t		85t		84t	
無色のガラス製容器	6, 630t		6, 711t		6, 793t		6, 875t		6, 850t	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 6, 630t	(引渡)量 —	(独自処理)量 6, 711t	(引渡)量 —	(独自処理)量 6, 793t	(引渡)量 —	(独自処理)量 6, 875t	(引渡)量 —	(独自処理)量 6, 850t
茶色のガラス製容器	4, 277t		4, 329t		4, 382t		4, 435t		4, 419t	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 4, 277t	(引渡)量 —	(独自処理)量 4, 329t	(引渡)量 —	(独自処理)量 4, 382t	(引渡)量 —	(独自処理)量 4, 435t	(引渡)量 —	(独自処理)量 4, 419t
その他のガラス製容器	3, 155t		3, 194t		3, 233t		3, 272t		3, 260t	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 3, 155t	(引渡)量 —	(独自処理)量 3, 194t	(引渡)量 —	(独自処理)量 3, 233t	(引渡)量 —	(独自処理)量 3, 272t	(引渡)量 —	(独自処理)量 3, 260t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	40t		40t		39t		39t		39t	
主として段ボール製の容器	0t		0t		0t		0t		0t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	8, 454t		9, 488t		10, 521t		11, 555t		11, 816t	
	(引渡)量 8, 454t	(独自処理)量 —	(引渡)量 9, 488t	(独自処理)量 —	(引渡)量 10, 521t	(独自処理)量 —	(引渡)量 11, 555t	(独自処理)量 —	(引渡)量 11, 816t	(独自処理)量 —
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	7, 136t		7, 106t		7, 076t		7, 046t		7, 046t	
	(引渡)量 7, 136t	(独自処理)量 —	(引渡)量 7, 106t	(独自処理)量 —	(引渡)量 7, 076t	(独自処理)量 —	(引渡)量 7, 046t	(独自処理)量 —	(引渡)量 7, 046t	(独自処理)量 —
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	24, 050t		25, 242t		26, 433t		27, 624t		27, 936t	
	(引渡)量 24, 050t	(独自処理)量 —	(引渡)量 25, 242t	(独自処理)量 —	(引渡)量 26, 433t	(独自処理)量 —	(引渡)量 27, 624t	(独自処理)量 —	(引渡)量 27, 936t	(独自処理)量 —

（注 1）独自処理量とは、指定法人による引取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。

（注 2）缶類の比率は、平成 28～30 年度の本市の独自処理実績（スチール缶 96.78%、アルミ缶 3.22%）を用いて算出した。

（注 3）びん類の色別比率は、平成 28～30 年度の本市の独自処理実績（無色 47.15%、茶色 30.41%、その他 22.44%）を用いて算出した。

（注 4）段ボールについては、集団資源回収団体による回収のみを行っており、市による回収は行っていないため、分別収集量には含めていない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝(容器包装廃棄物の排出量の見込み)×[分別収集対象人口率]×[分別排出率]

※分別収集対象人口率：市内全域を対象とするため 100%とする。

※分別排出率：分別収集する対象容器包装廃棄物が適正に分別排出される割合。ごみの細組成分析調査の結果等をもとに推計した、「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」における分別目標値をもとに推計。

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は現行の収集体制を活用し、ステーション方式、拠点回収等により実施する。

なお、ペットボトルはステーション方式及びコンビニエンスストア・スーパー店頭、公共施設等での拠点回収との併用、紙パックは集団資源回収の他、スーパー店頭・公共施設等にて拠点回収する。

また、町内会などの地域住民団体等による集団資源回収が進んでいる段ボールについては、引き続きこれらの団体による回収を支援する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集方式	収集・運搬 段 階	選別・保管等段階
金 属	主としてスチール製の容器	空き缶	ステーション 方式	社会福祉法人へ委託または市で収集	社会福祉法人または民間業者へ委託（一部の施設は、保管のみ）もしくは市で保管
	主としてアルミ製の容器				
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	空きびん	ステーション 方式	社会福祉法人または民間業者へ委託	社会福祉法人または民間業者へ委託（一部の施設は、保管のみ）もしくは市で保管
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙 類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	拠点回収	市で収集	社会福祉法人へ委託
			集団資源回収	集団資源回収団体	民間業者による資源化
	主として段ボール製の容器	段ボール	集団資源回収	集団資源回収団体	民間業者による資源化
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	ステーション 方式	市で収集	民間業者へ委託
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	拠点回収	市で収集	社会福祉法人または民間業者へ委託
			ステーション 方式		
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	各戸収集	民間業者へ委託または市で収集	民間業者へ委託

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

（１）排出・運搬段階における分別収集の用に供する施設計画

収集に係る 分別の区分	収集容器	集積場所	収集車
空き缶	プラスチックコンテナ または透明袋	ステーション方式	プレス車
空きびん	プラスチックコンテナ	ステーション方式	クレーン付貨物車
紙パック	透明袋（回収容器使用）	拠点方式	プレス車
紙製容器包装	透明袋	ステーション方式	プレス車
ペットボトル	透明袋（回収容器使用）	拠点方式	プレス車
	透明袋	ステーション方式	プレス車
プラスチック製容器包装	透明袋	各戸収集	プレス車

（２）中間処理段階における分別収集の用に供する施設計画

施設名	空 き 缶	空 き び ん	紙 パ ッ ク	容 紙 器 包 装 製	ボ ペ ト ッ ル ト	容 ツ プ 器 ク 包 装 製 ス チ
西資源センター	保	保			※	
港資源選別センター	選	選				
南リサイクルプラザ	保	保	選・保		※	
鳴海工場内保管施設	保	保				
民間施設	選	選		※	※	※

- （注） ① 「選」：選別施設、「保」：保管施設、「選・保」：選別・保管施設
 ② 「※」：選別・圧縮・梱包・保管施設
 ③ びん・缶等の選別・保管施設については、今後の処理量の推移を踏まえつつ、設備の老朽化に対応した設備更新等を図る。
 ④ 民間施設については、実際は複数あるが一括して表記している。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(保健環境委員制度の活用)

名古屋市保健環境委員規則に基づき、本市の公衆衛生を向上増進し、地区衛生活動の進展を図るため、市長の委嘱を受けて地区衛生活動の中心として町、学区、区及び市の各保健環境委員会を組織している保健環境委員の協力により、分別収集の円滑かつ効率的な推進を図る。